

## 施政方針と議案説明

### (施政方針)

本日ここに、新年度予算案をはじめ多数の重要案件を提案し、御審議をいただくに当たり、平成30年度の市政運営に臨む所信を申し述べ、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御賛同、御協力をお願い申し上げる次第であります。

五條市の行財政を取り巻く環境は近年、少子高齢・人口減少時代にあって、地方交付税の減少等により、一段と厳しさが増えています。私たちは、限られた財源の中で少子高齢化対策、雇用促進、産業・観光振興などの取組を推進していくとともに、新年度は今後の五條市を見据えるうえで大変重要な一年になると考えております。

そのような中で私は、本年を「継(けい)」の年と決めました。「継続」や「継ぐ」などの「継(けい)」です。これは、今日の五條市があるのは先人たちのご尽力によるものであり、そのことに感謝するとともに、受け継いだバトンを次の世代にバトンタッチする、継承していかなければなりません。新年度は新庁舎建設、学校適正化、自衛隊誘致など市民生活に大きく影響する重要な事業が本格化していきます。

「誠実」に、50年先を見据えた五條市発展のため、全霊を傾け「住んで良かった元気な五條市」の実現に一步ずつ、そして全力で取り組んでまいります。

今後とも、皆様のなご一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、市政運営に当たっての、私の基本的な考え方を申し述べました。

それでは、私が考える「住んで良かった元気な五條市」を実現させるための施策について御説明申し上げます。

はじめに、市長公室の事業についてであります。

まち・ひと・しごと創生については、平成28年度から進めてきました「地域資源を活かした産業とブランド創造事業」において、産・官・学・民の連携により五條市の様々な地域資源を元に新しい形の「産業連携組織」の設立を行い、五條市産品のブランド化とともに「稼げる地域」を目指した取組を進めて

まいります。

次に、地域公共交通の取組については、市民から多く要望いただいておりますコミュニティバス南奈良総合医療センター通院ラインについては、病院の利用実態をはじめとする市民の移動ニーズを踏まえ、新年度中に実証運行を行い、その利用実績を確認しながら運行の継続等について検討してまいります。

続きまして、危機統括室の事業について申し上げます。

はじめに、本市の防災・減災への取組についてであります。

本市の地域防災計画につきましても、土砂災害防止法や水防法等が大きく改正されたことにより、国におきましては、平成29年度に「防災基本計画」を改訂し、奈良県におきましては、平成30年度に「地域防災計画」を改訂する予定であることから、法令並びに国・県の計画との整合性を図り、災害時に有用かつ実効性のある計画に改訂してまいります。

また、防災行政無線につきましても、未整備であった五條・西吉野地区において、昨年5月からデジタル方式による運用を開始し、市内全域に防災行政無線を整備しましたが、従前からアナログ方式で運用されていた大塔地区につきましても、今後デジタル化を行ってまいります。

次に、生活安全・交通安全対策についてであります。

交通規範意識の向上による交通事故抑止と、動く防犯カメラとしての犯罪抑止効果を目的に、平成27年から5箇年計画で取り組んでおります「ドライブレコーダー導入促進事業補助金」につきましても、更なる安全・安心に向け引き続き実施してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地の誘致に関しましては、平成30年度の政府予算案に、自衛隊展開基盤に関する経費が本年度同様に計上されております。当面は、県広域防災拠点及び県消防学校の候補地であるプレディアゴルフ場地区の地籍調査を進めつつ、県施設並びに将来の陸上自衛隊駐屯地用地の確保に向け、地元のご理解を得つつ駐屯地の誘致実現を図るべく業務を進めてまいります。

次に消防関係についてであります。

今後発生が懸念されます南海トラフ巨大地震などの大災害を念頭に、各種災

害に備え、奈良県広域消防組合と五條市、五條市消防団が連携を図り、防災・減災体制の強化を目指してまいります。

消防団につきましては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員が中核となり、地域住民の防災訓練等に積極的にかかわり、住民の防災・減災意識の向上を図ります。また、消防団員の消防技術向上と士気の高揚を図り、地域における消防活動に寄与するために消防操法大会への参加や、山岳訓練等を実施するとともに、防災講演会等に積極的に参加し、団員の知識・経験の習得を促進し、関係機関との連携・充実強化を図ってまいります。

続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

国民健康保険事業については、国の法改正により、平成30年度から、これまでの市町村ごとの運営から県域での運営に変わります。

「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じになる」ことを目指し、加入者負担の公平化につなげます。

保険財政運営のしくみは変わりますが、手続きや給付方法は今までと変わらず、五條市が窓口となります。

今回の国保制度改正によって、保険税負担が一度に過度な負担とならないよう、計画的に保険税率の改定を進めていきたいと思っておりますので、市民の皆様におかれましても制度改正にご理解をいただき、同事業の健全な運営を図るため、条例の改正案と共に新年度当初予算案を今定例会に提出した次第であります。

次に、人権施策につきましては、一人ひとりがお互いに人の尊厳を尊重する社会の実現を目指し、人権・同和問題に関する啓発活動に取り組んでまいります。また、平成15年度に作成された「五條市男女共同参画プラン」を見直し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえた「第2次五條市男女共同参画計画」を策定し、市・市民・事業者が協働して取り組むことで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

はじめに、社会福祉につきましては、新年度より、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての能力形成を支援することを目的に、就労準備支援事業を奈良県内自治体の広域事業として取り組んでまいります。生活習慣形成のための指導・訓練、必要な社会的能力の修得、事業所での就労体験の場の提供、就職活動に向けた技法や知識の習得などを支援します。

続きまして、高齢者福祉につきましては、高齢者の現状と課題を踏まえ、老人保健福祉の方針と取り組む施策を明らかにし、また、介護保険事業を安定的に運営することを目的とした、平成30年度から平成32年度までの「五條市老人保健福祉計画及び第7期五條市介護保険事業計画」がまとまりました。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステム」構築のため、関係機関との連携を強化し、計画を推進してまいります。

また、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」による支援や認知症の進行状況に合わせ、どのようなサービスを受ければよいのかを示した「認知症ケアパス」などを市民へ周知・啓発を図り、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう取り組んでまいります。

次に、児童福祉につきましては、子育て中の親の孤独感や不安感の緩和、子どもの健やかな育ちへの支援を目的として、昨年11月にオープンしました「五條市子育て支援センター」は、多くの子育て世代の方々のご利用をいただいております。今後も、子育て世代が気軽に集え、交流し、相談や情報交換ができる子育て支援の拠点施設と位置づけ、サービスの向上に取り組んでまいります。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

はじめに、空家対策事業につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家等の判定基準などを盛り込んだ「五條市空家等対策計画」を「空家等対策協議会」を活用しながら現在策定中でございます。

又、衛生センターの解体事業につきましては、事業者の選定も終了しており、

その跡地の有効的な活用に向け、作業を進めてまいります。

次に、みどり園の事業につきましては、徹底した、ゴミの減量化・再資源化を図っているところがございますが、4月から蛍光灯及び乾電池を割れることなく確実に回収するため、別回収を開始いたします。

次に、ごみの中継施設でございますが、実施設計が完了し、平成30年度末完成に向け事務事業を進めてまいります。

また、焼却施設等の解体につきましても、平成31年9月末完了に向け進めてまいります。

次に、「農林業の振興」につきましては、鳥獣被害防止対策を推進するため、地元住民からの要望と協力を得ながら、イノシシ・ニホンジカの捕獲檻の設置を進めており、引き続き鳥獣駆除に努めてまいります。

また、昨年10月に発生した台風21号においては、農地・農業用施設及び林道・治山に甚大な被害をもたらしました。激甚災害の指定を受け、災害査定が終わり、除々に復旧工事を着手し始めていますが、早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、企業誘致を進めている、「南大和テクノタウン」においては、昨年12月に一社が操業を開始し、本年1月にはもう一社の工場が竣工、年度内の操業開始に向け準備を行っており、残る区画は6区画と、過半数の区画が埋まることとなりました。今後も引き続き京奈和自動車道大和・御所道路の開通による利便性を活かし、奈良県や関係機関と連携しながら誘致活動に取り組んでまいります。

また、企業の雇用促進においては、市内企業に対し3月3日に奈良県が奈良市で開催予定の「就活応援フェア」の出展に対する情報提供を行い、3社が出展し人材の募集を行う予定です。今後も企業の人材確保並びに市内求職者に対する就職支援のため積極的に情報の発信に取り組んでまいります。

さらに、市内経済の活性化を図るため、新年度より新規創業者への資金融資に対する利子補給の助成等を行うなど、新たに事業を始める方への支援を奈良県や関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、平成30年度は明治維新150年であるた

め、維新の魁となった天誅組をPRし、由緒ある歴史的遺産、それを取り巻く豊かな自然等、市内の魅力を県内外の多くの人に伝え、誘客促進に繋げてまいります。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

はじめに、地籍調査につきましては、その成果は土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化及びまちづくりの円滑な実施等に資するものであり、今後も引き続き、国・県の指導に基づき本事業を計画的かつ継続的に推進してまいります。

次に、昨年の10月に発生した台風21号により甚大な被害を受けた道路及び河川について早期復旧工事の実施、既存のインフラ整備に関しては長寿命化橋梁点検策定計画に基づく橋梁の補修設計、補修工事の実施、また道路改良、道路維持、道路舗装、河川維持等の各事業につきましても計画的に実施してまいります。

次に、市営住宅については、積極的に修繕等の整備を進め入居者募集を行い、五條市営住宅等長寿命化計画に基づき市営住宅等の老朽化、劣化や居住性の低下を未然に防ぐため、改修・修繕を実施し、市営住宅の安定した供給を図ってまいります。

また、既存木造住宅の耐震診断・耐震改修事業は、市民の生命・生活基盤を守る重要な事業であり、近い将来、県内に被害をもたらす地震が高い確率で予想されることから、命を守る防災対策の一つとして本事業を積極的に推進してまいります。

次に、新庁舎整備に対する取組についてであります。

事業用地については、平成29年12月25日に奈良県との売買契約が完了し、本年1月29日に所有権移転登記が完了しました。

現在、実施設計に向けての準備と、造成工事の入札手続を進めているところです。

また、市民向けの「五條市新庁舎建設だより」を随時発行し、建設スケジュール等の情報提供を行っているところです。

次に、まちづくりの推進につきましては、平成27年度に奈良県と、まちづ

くり連携協定を締結しています。五條中心市街地地区について、まちづくりの取り組み方針や、重点的に取り組むべき事業を定めた基本計画を策定いたしました。今後も奈良県と連携しながら、五條中心市街地地区の持続的な発展及び活性化を進めてまいります。

次に、昨年10月の台風21号により被災した上野公園の多目的グラウンド・テニスコート・野球場の施設につきましては、市民の皆様にごできるだけ早く利用していただけるよう復旧事業に努めてまいります。

また、中央公園におきましては、施設拡充計画に沿った親水施設、物販施設の建設など、市民の憩いの場となる公園整備を進めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の保全に資することを目的に事業を進めているところであり、公共下水道工事は社会資本整備総合交付金を活用し、順次工事を進めてまいります。

また、持続的な下水道経営を実施するため、経営の健全化や計画性・透明性の向上を目的として、平成31年4月からの地方公営企業会計適用に向けた最終準備作業を行ってまいります。

今後も、効率的な計画を立て、下水道の経営効率化に取り組んでまいります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

上水道事業では、本年4月の水道使用分から水道料金の値上げをさせていただきます。水道使用者の皆様にはご負担をお願いする事となりますが、懸案であります安定水利権の取得を行い、老朽管の更新や耐震化対策、簡易水道地域における施設整備を行ってまいります。

また、奈良県におきましては県域水道一体化構想が検討されており、五條・吉野エリアの水道広域化におきましても、更なる事業経営の効率化に向けての課題を検討してまいります。

最後に、教育行政について申し上げます。

平成30年度は、五條市教育振興基本計画に基づき、「賀名生分校魅力化事業の推進」、「社会を生き抜く力を養うための取組の推進」、「学校規模・配置等の

適正化に向けた各小中学校での統合協議の促進」、「認定こども園の整備に向けた取組の推進」「生涯学習振興計画の具体化」、「市史の編纂」、「ふるさと学習の推進」、「いじめ防止対策の強化」、「不登校児童生徒へのきめの細かい支援」などを柱に事業を進めてまいります。

賀名生分校の魅力化推進事業につきましては、地域との協働により後継者を育てる学校、また、地域農業の実践的な知識や技術が体得できる新カリキュラムによる学校として全国募集を行い、新たな教育システムを開始いたします。

次に学校教育につきましては、教員の授業力向上にポイントを当てた取組や、『五條かるた』や『五條学』などの教材を活用したふるさと学習を一層推進し、ふるさと五條に誇りを持つ人材の育成に努めてまいります。

次に学校適正化につきましては、「五條市学校適正化基本計画」に基づき、学校統合協議会を設置し、計画を具現化するとともに、幼保一体化につきましても「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき、0歳から15歳までの子どもの切れ目のない育ち・教育の推進に取り組んでまいります。

次に生涯学習の充実につきましては、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進める「コミュニティ・スクール」並びに「学校・地域パートナーシップ事業」の更なる推進を図るとともに、市民一人ひとりの健康づくりや体力の向上を目指し、市民が交流できる機会を提供し、地域スポーツ活動の情報発信や環境づくりを進めてまいります。

次に、五條市の文化・歴史の継承についてであります。

文化財の保護、保存に加え、その活用を図ることに努め、地域の歴史や文化を学ぶ「ふるさと学習」を支援するとともに、新たな五條市史の編纂に向けた取り組みをさらに進めてまいります。

また、休館としておりました市立五條文化博物館をリニューアルオープンし、市民の皆様が本市の歴史や文化に親しみながら学べる施設として運営を充実させてまいります。

次に、児童・生徒の健全育成についてであります。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものと認識し、「五條市いじめ防止基本方針」に基づいて、「いじめのアンケート調査結果」後の児童



生徒への指導や「個人別生活カード」の活用、生徒指導研究協議会を通じての情報共有など、学校や関係団体と連携を深め、いじめのない学校や地域社会を目指し、いじめ防止対策の強化を図ってまいります。

#### (平成30年度当初予算)

続きまして、平成30年度当初予算の概要について申し上げます。

御案内のとおり、普通交付税の合併算定替え縮減など、厳しい財政状況にある中、地域経済の活性化や定住化の推進など、住んで良かった元気な五條市の実現に向け、国や県の補助制度や過疎債・合併特例債など有利な財源の活用を前提としたうえ、予算編成に取り組むことといたしました。

また、これまで推進してまいりました施策の一貫性と継続性、さらに将来性などを前提としながら、防災・減災対策、定住化・少子化・地域活性化対策、福祉医療・環境保全対策、人材育成対策の4つの政策課題に該当し、かつ、優先される事業につきましては、重点的に予算の配分を行ったところであります。

以上のような方針により編成いたしました新年度一般会計における予算総額は、202億6千万円となったところであります。

主な事業といたしましては、新庁舎やごみ中継施設の建設をはじめ、県広域防災拠点の誘致に向けた調査等に要する経費などを計上いたしております。

また、広域行政に資する奈良県広域消防組合や南和広域医療企業団、やまと広域環境衛生事務組合への負担金や地域公共交通の充実に要する経費なども、前年度に引き続き予算化いたしました。

さらに、将来の本市の子育て支援の中核となる認定こども園の整備や学校適正化の推進についても、かかる経費を計上したうえ、取組を進めてまいります。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、32億8千5百万円を、地方交付税につきましては、国の地方財政計画と合併算定替え縮減の影響等を勘案し、前年比3千万円減の72億円を計上いたしております。

また、国庫支出金につきましては、市道の新設改良などを見込み、19億1千9百万円を、県支出金につきましては、鳥獣被害対策にかかる鳥獣被害緊急

対策事業費補助金などを見込み、16億8千万円を計上いたしております。

さらに、市債につきましては、新庁舎建設事業などにより、前年比7億3千6百万円増の32億2千9百万円を計上しておりますが、後年度の財政負担を考慮し、過疎対策事業債や合併特例債などの有利な市債を充当いたしました。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、国保制度改革により県が保険財政運営の責任主体となり、安定的な保険財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い制度を安定化するため、県単位化がスタートいたします。こうした状況を受け、市として、資格管理、保険給付、保険税率の決定や賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うため、予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、奈良県吉野川流域下水道事業と連動し、市民の健康で快適な生活環境の向上と、吉野川等の公共用水域の水質保全及び環境保護を目的とした下水道事業の達成に向け、事業の展開及び整備区域の拡大を図るため、また持続的な下水道事業経営を実施するため、平成31年度からの公営企業会計の適用に向け、最終準備を進める予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計予算につきましては、市営墓地の適切な管理運営を行うとともに、新市営墓地建設のために新たな適地選定に向けた予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、3年を1期とした見直しによる新たな介護保険事業計画に基づき、介護給付費及び介護報酬の見直し等を行うとともに、介護保険料の適正化を図り、介護保険サービスの充実及び介護給付事業並びに地域支援事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算につきましては、医師の確保及び施設の維持管理を継続して行い、必要な医療が住民に提供できるよう、へき地医療の充実を目指し予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、西吉野町滝地区における水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質環境保

全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、2年毎の保険料率の改正に基づく保険料額を計上するとともに、奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用、市町村の事務である保険料の徴収、療養費請求等の受付窓口事務費及び健康診査を行うための経費等を計上し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、水道事業会計予算につきましては、市直営の簡易水道事業を上水道事業下で整備しつつ、市民生活に欠くことのできない、水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、料金改定を織り込みつつも、統合後の給水量が依然として減少傾向にあるため、事務事業の効率化及び諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう、事業量に対応した予算を計上いたしました。

また、資本的収支につきましては、建設改良費として、公共下水道工事に伴う水道管の移設費、石綿セメント管や铸铁管の老朽管更新事業、安定水利権にかかるダム使用权の獲得、さらには宗椋上地区統合簡易水道設備事業、白銀南地区統合簡易水道事業にかかる費用など旧簡易水道事業施設関連増強のための事業費を計上した次第であります。

### **(提出議案の説明)**

続きまして、本定例会に提案の諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第1号 平成30年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第2号 平成30年度一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、報第3号 専決処分の報告、承認を求めること（平成29年度五條市一般会計補正予算（第7号））につきましては、台風21号災害により被災した市道等の早期着工を要する復旧工事に係る予算措置に特に緊急を要したため、

専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,310万円を追加し、総額204億730万6千円とするものでございまして、財源につきましては、国庫支出金及び繰越金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第1号 五條市認定こども園整備推進実施委員会条例の制定につきましては、五條市立認定こども園の整備に伴い、施設の運営等に関し具体的な調査・審議を行う必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第2号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定につきましては、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されることに伴い、指定等に係る基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第3号 五條市し尿汲取料等審議会条例の制定につきましては、本市の公正妥当なし尿汲取料を検討するための五條市し尿汲取料等審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第4号 五條市観光交流センター条例の制定につきましては、五條市観光交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第5号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、附属機関の新規設置に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、一般職の職員の給与について平成29年8月8日付の人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第8号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に準じた退職手当の額の改定を行うため、本

条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第 9 号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されることに伴い、これらの申請に係る審査手数料に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 10 号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正につきましては、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒に学校給食を提供するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 11 号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 12 号 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例及び五條市心身障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、所得税法の改正に伴う文言の整理を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 13 号 五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、国民健康保険県単位化に伴う規定の整備を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 14 号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険県単位化に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 15 号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業計画の策定に伴う、介護保険料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 16 号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 17 号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第18号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第19号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第20号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、事業内容の追加により、計画の変更を要するためのものであります。

次に、議第21号 平成29年度五條市一般会計補正予算（第8号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,205万2千円を追加し、総額206億3,935万8千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金及び繰越金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第22号 平成29年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,410万7千円を追加し、総額53億7,092万9千円とするものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第23号 平成29年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,907万6千円を減額し、総額262万4千円とするものであり、財源につきましては、繰入金を減額いたしまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第24号 平成29年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,305万7千円を追加し、総額4億5,005万7千円とするものであり、これらの財源につきましては、後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第25号 平成30年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額202億6,000万円で、前年度比11億4,000万円の増額となっております。

次に、議第26号 平成30年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額44億2,450万円で、前年度比9億750万円の減額となっております。

次に、議第27号 平成30年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、予算総額11億4,520万円で、前年度比1億3,330万円の減額となっております。

次に、議第28号 平成30年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額260万円で、前年度比1,910万円の減額となっております。

次に、議第29号 平成30年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額40億50万円で、前年度比1億8,810万円の減額となっております。

次に、議第30号 平成30年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額4,230万円で、前年度比80万円の増額となっております。

次に、議第31号 平成30年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額450万円で、前年度比30万円の増額となっております。

次に、議第32号 平成30年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額4億7,740万円で、前年度比4,090万円の増額となっております。

次に、議第33号 平成30年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益11億1,454万9千円に対し、水道事業費用11億7,771万6千円で、当年度6,316万7千円の税込み純損失、9,566万9千円の税抜き純損失を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入10億7,008万9千円に対し、資本的支出15億624万5千円であります。

なお、資本的収支不足額4億3,615万6千円は、当年度分損益勘定留保資金や減債積立金、建設改良積立金の取り崩し等で補てんする予定であります。

次に、同第1号 五條市副市長の選任につきましては、樫内成吉副市長の任期が、平成30年3月31日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第2号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、大西修二委員の任期が、平成30年6月20日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第3号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、辻内さえ子委員の任期が、平成30年3月31日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第4号から同第6号までの五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、五條市固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成30年3月31日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。